

令和 6 年度特定侵害訴訟代理業務試験

採点実感〔事例問題 1〕

問 1 起案

特許権侵害差止等請求事件を題材として、訴状の請求の趣旨の記載、クレーム解釈とあてはめ、間接侵害の要件とあてはめ、特許法 102 条 1 項に基づく損害賠償額の算定方法に関して、原告代理人の立場からの論述を求める問題であった。規範を定立し、あてはめをするという点が全般的にできていない答案が多く見られたが、その他の点については、おおむねよくできていた。

- 1 空欄 1 及び 2 は、差止請求における請求の趣旨の記載を問う問題であり、よくできていた。
- 2 空欄 3 は、損害賠償請求における請求の趣旨の記載を問う問題であり、おおむねよくできていた。もっとも、遅延損害金の起算日が送達日となっている答案、利率を 5 % とする答案もあった。
- 3 空欄 4 は、「連結」という用語のクレーム解釈と定立した規範への当あてはめを問う問題であった。多くの答案が、「連結」の辞書的な意味について言及し、明細書中の関連する記載に言及できていた。もっとも、それらの点に言及するのみで、その結果、「連結」という用語をどのように解釈したのかが書けていない答案、また、その解釈（規範）に対する被告製品のあてはめができていない答案が多くあった。
- 4 空欄 5 は、本件特許発明が「用途発明」ではないことを論じた上で、クレーム解釈をし、被告製品をあてはめることができるかを問う問題であったが、被告製品には「トイレのトレーニングにも！」という宣伝文句が付され、トイレとするための専用トレイが含まれている点に言及するのみで、クレーム解釈をしてあてはめるということができていない答案が多くあった。用途限定されない旨に言及できた答案は少なく、本件特許発明がペット用ケージの客観的構成自体を特徴とする発明であると説得的に記載できている答案はほとんどなかった。
- 5 空欄 6 は、「仕切扉」又は「仕切」という用語のクレーム解釈と定立した規範へのあてはめを問う問題であった。「仕切（扉）」という文言自体の意義に言及する答案はほとんどなかったが、明細書中の関連する記載に言及ができている答案は多かった。もっとも、その結果、「仕切（扉）」という用語をどのように解釈したのか（規範の定立）が書け

ていない答案、また、その解釈（規範）に対する被告製品のあてはめができていない答案が多くあった。

- 6 空欄7は、特許法101条1号の「その物の生産にのみ用いる物」の意味につき、判例の知識を問う問題であった。おおむね書けているものの、「社会通念上」という文言が抜けていたり、「経済的、商業的、実用的」のいずれかが書けていなかったりするなど、正確には記載できていない答案も散見された。

- 7 空欄8は、空欄7に記載した規範にあてはめをする問題であった。組立てて『住居スペースとトイレスペースに区画された』ペット用ケージ」として用いる以外に、社会通念上、経済的、商業的ないしは実用的に他の用途が存在しないということを明確に記載できている答案は少なかったが、本件発明の構成態様で使用する以外に他の用途がない、というように抽象的ではあるものの、一応のあてはめができているものは多くあった。また、組み立てるという点に言及できていない答案が散見された。

- 8 空欄9は、損害賠償額の算定方法を問う問題であるところ、おおむねよくできていたが、計算式のみ記載し、文章での説明ができていない答案もあった。

問2小問

1 小問（1）

事例を通じて、連帯債務、連帯保証における求償権及び特許保証条項に関する理解を問う問題であった。①、②、③及び⑤はよくできていたが、結論に至る理由を記載する④及び⑥は、時間が足りなかったと思われる答案や、適切な条項を指摘できていない答案も多く、特に⑥については的確に理解できていると思われる答案は少なかった。

2 小問（2）

事例を通じて、裁判上の自白の効力、裁判上の自白の成立時期及び裁判上の自白を撤回するための要件に関する理解を問う問題であった。アはよくできていたが、イは準備書面が期日において陳述される前に訂正をしているため自白が成立していないということに気づいていない答案が大半であり、ウは自白の撤回の要件を正確に記載して正しくあてはめている答案は少なかった。

以上